

2. 国有林野事業の具体的取組

平成26(2014)年度における国有林野事業については、国有林野事業の一般会計化等を踏まえ平成25(2013)年12月に策定された「管理経営基本計画」に基づき取り組まれた。

以下では、国有林野事業の管理経営の取組を、「公益重視の管理経営の一層の推進」、「森林・林業の再生への貢献」及び「国民の森林」としての管理経営等」の3つに分けて記述する。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、また、国有林と民有林を通じた公益的機能の発揮が強く期待されている。

このため、国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、重視される機能に応じた管理経営を推進するとともに、地球温暖化防止対策の推進、生物多様性の保全、民有林との一体的な整備・保全に取り組んでいる。

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の5つに区分した上で、それぞれの流域の自然的特性等を勘案しつつ、これらの区分に応じて森林の整備・保全を推進することとしている(資料V-3)。また、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を、木材安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより、発揮するものと位置付けている。

国有林野においては、人工林の多くがいまだ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加していることから、将来的に均衡が取れた齢級構成としていくとともに、森林

生態系全般に着目し、公益的機能の向上に配慮した施業を行っていく必要がある。このため、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業等に取り組んでいる。

(治山事業の推進)

国有林野事業では、自然環境保全への配慮やコストの縮減を図りながら、治山事業による荒廃地の復旧整備や保安林の整備を計画的に進めている。

国有林内では、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行っている。

民有林内でも、大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方自治体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っており、平成26(2014)年度においては、15県24地区の民有林でこれらの事業を実施した。

また、民有林と国有林間の事業の調整や情報の共有を図るため、各都道府県を単位とした「治山事業連絡調整会議」を定期的で開催している。民有林と

資料V-3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 145万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 166万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 54万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.1万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、平成26(2014)年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

国有林の治山事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、民有林と国有林が連携して荒廃地の復旧整備を行っている。

さらに、大規模な山地災害が発生した際には、国有林内の被害状況調査を実施するとともに、民有林への職員派遣やヘリコプターによる広域的な被害状況調査を実施するなど迅速な対応に取り組んでいる*3。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道について、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて組み合わせた整備を進めている。このうち、林道については、平成25(2013)年度末における路線数は13,100路線、延長は44,995kmとなっている。

路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土盛土等の土工量や構造物の設置数を減少させるとともに、現地で発生する木材や土石

を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。

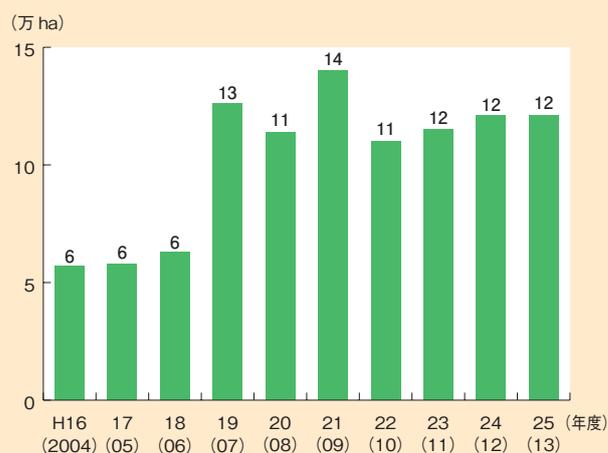
また、国有林と民有林が近接する地域においては、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効率的な路網整備を行っている(事例V-1)。

(イ)地球温暖化対策の推進

(森林吸収源対策と木材利用の推進)

国有林野事業では、森林吸収源対策を推進する観

資料V-4 国有林野における間伐面積の推移

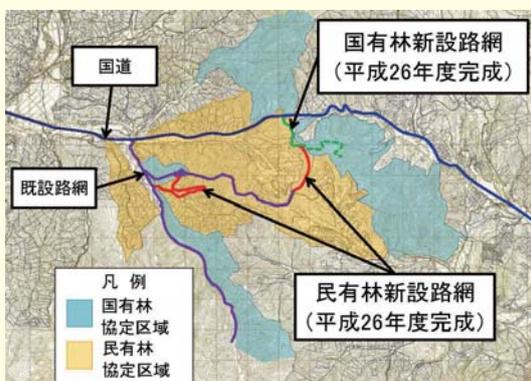


資料：林野庁「森林・林業統計要覧」

事例V-1 民有林と連携した路網の整備

岩手北部森林管理署(岩手県八幡平市)では、八幡平市及び浄安森林組合との間で森林整備等に関して基本的な合意をする「森林整備推進協定」(区域面積約80ha)を締結し、民有林と国有林が連携して効率的な路網の開設や間伐等を推進している。

平成26(2014)年度には、一層の地域林業の振興に向け、協定区域面積を約1,200haに拡大するとともに、八幡平市と同森林管理署が林業専用道をそれぞれ開設し、既存の幹線道路等と接続することで、効率的な森林施業や木材搬出が可能となる路網が整備された。



森林整備推進協定の区域における路網の整備状況



民有林新設路網に接続する林業専用道を開設

*3 森林管理局による大規模な山地災害への対応についてはトピックス(5ページ)を参照。

点から、引き続き間伐の実施に取り組むとともに、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全・管理に取り組んでいる。平成25(2013)年度には、全国の国有林野で約12万haの間伐を実施した(資料V-4)。

また、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収能力の低下や、資源の成熟に伴う伐採面積の増加が見込まれる中、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めながら、主伐後の確実な再造林を推進することとしている。平成25(2013)年度の人工造林面積は、全国の国有林野で約0.5万haとなっている。

さらに、間伐材等の木材利用の促進は、間伐等の森林整備の推進のみならず、木材による炭素の貯蔵にも貢献することから、森林管理署等の庁舎の建替えに当たっては、木造建築物として整備するとともに、林道事業や治山事業の森林土木工事においても、間伐材等を資材として積極的に利用している。平成25(2013)年度には、林道事業で約1.13万m³、治山事業で約7.38万m³の木材・木製品を使用した(事例V-2)。

(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野事業では、森林における生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」の設定、モニタリング調査の実施、溪流等と一体となった森林の連続性の確保による森林生態系ネットワークの形成に努めており、これらは平成24(2012)年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」にも位置付けられている。森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センター等と地域の関係者の協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。また、来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野においては、「グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)」による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全・管理に取り組んでいる。

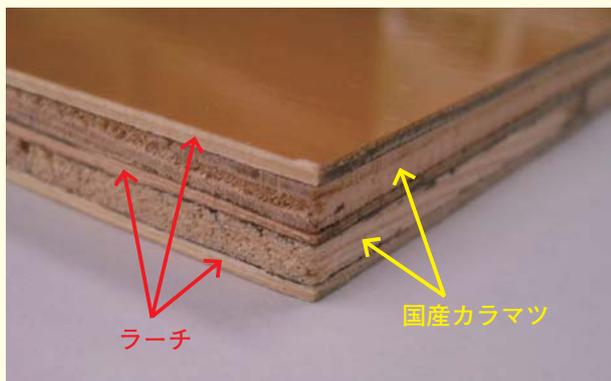
(「保護林」の設定)

国有林野事業では、世界自然遺産をはじめとする原生的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息の場となっている森林など、生物多様性の核となる森林生態系を「保護林」に設定している。「保護林」

事例V-2 治山事業における木材利用の推進

東北森林管理局では、間伐材を使用したコンクリート型枠用合板の利用に積極的に取り組んでいる。山形森林管理署(山形県寒河江市)では、平成26(2014)年9月から11月に、治山工事(コンクリート谷止工 高さ8m・延長40.5m)において、国産カラマツの間伐材を活用したコンクリート型枠用合板約200枚による試験施工を実施した。

試験施工の結果、従来の南洋材型枠用合板と比べて遜色のない性能・施工性が確認されたことから、引き続き、国有林野事業における森林土木工事での採用を進め、一般公共土木分野をはじめとする幅広い木材需要の拡大につなげていくこととしている。



国産材型枠用合板の構成



国産材型枠用合板の設置状況

には、「森林生態系保護地域」、「森林生物遺伝資源保存林」、「林木遺伝資源保存林」、「植物群落保護林」、「特定動物生息地保護林」、「特定地理等保護林」及び「郷土の森」の7種類がある。

平成25(2013)年度には、10か所の「保護林」の設定・変更等を行った。例えば、広島県廿日市市では、国内では宮島のみに生息するミヤジマトンボ(絶滅危惧ⅠA類)の生息環境の保全のため、新たに「宮島特定動物生息地保護林」を設定した。また、宮城県加美郡では、船形山周辺の広域的な植物群落を保護するため、既設の「船形山植物群落保護林」を拡張した。この結果、平成26(2014)年4月現在における「保護林」の設定面積(箇所数)は、前年から3千ha増加して96.8万ha(853か所)となり、国有林野全体の面積の13%を占めている(資料V-5)。

これらの「保護林」では、森林の厳格な保全・管理を行うとともに、森林や野生生物等の状況変化に関するモニタリング調査を実施して、森林生態系の保全・管理や区域の見直し等に役立てている。

〔緑の回廊〕の設定

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結び移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的として、必要に応じて民有林とも連携しつつ、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。平成26(2014)年4月現在における「緑の回廊」の設定箇所数は24か所、設定面積は58.3万haとなり、国有林野全体の面積の8%を占めている(資料V-6)。

「緑の回廊」では、猛禽類の採餌環境や

生息環境の改善を図るためにうっ閉した林分を伐開したり、人工林の中に芽生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っている。また、森林の状態と野生生物の生育・生息実態に関するモニタリング調査を実施して、保全・管理に反映している。

〔保護林〕制度における課題等の点検・整理

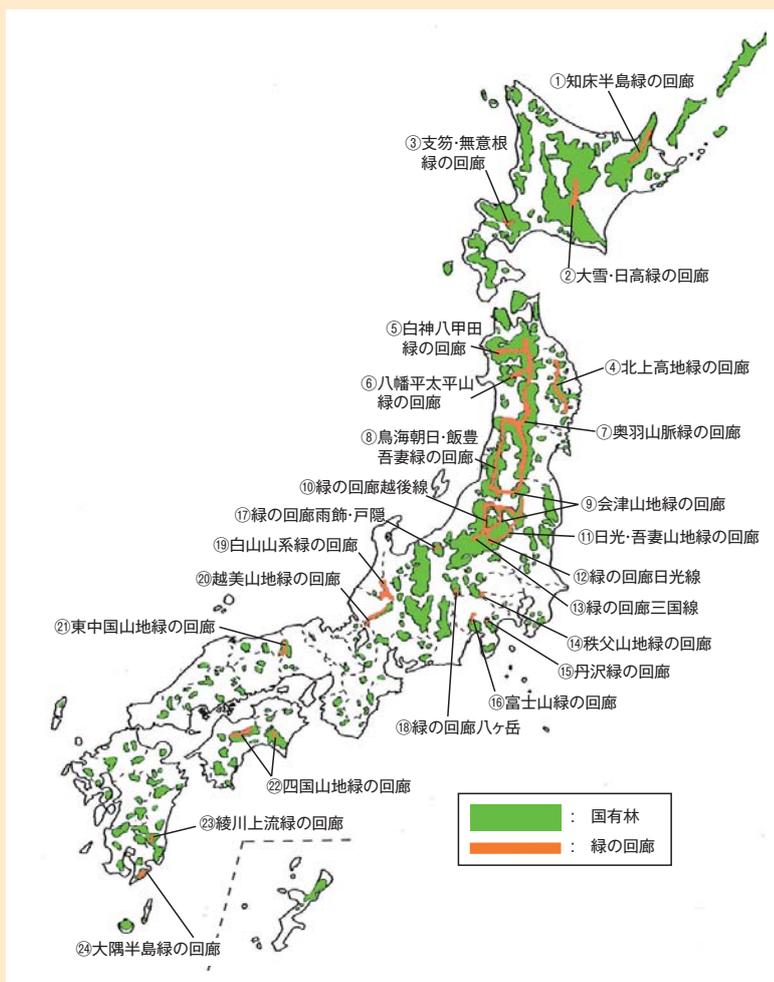
国有林における「保護林」制度は、大正4(1915)年に学術研究等を目的に発足して以来、原生的な天然林や貴重な動植物の保全等に重要な役割を担ってきた。このような中、近年の森林の生物多様性に対する国民の認識の高まりや、学術的な知見が蓄積されてきたことを踏まえ、現在の「保護林」の設定状況や保全・管理状況における課題等を点検・整理するため、林野庁において学識経験者等を構成員とする「保護林制度等に関する有識者会議」を平成26(2014)年6月から平成27(2015)年2月にかけて5回開催した。同会議では、森林生態系や個体群の持続性に着目したわかりやすい保護林区分の再構築、様々な原因により自立的復元力を失った森林を復元していく考え方の導入、全ての保護林を対象に自然環境に関する専門家や地域関係者の意見を聞く仕組みの導入等について検討結果の報告が取りまとめられた(事例V-3)。

資料V-5 「保護林」の設定状況

名称	目的	箇所数	面積(万ha)
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	30	65.5
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	16	7.6
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	319	0.9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	375	16.2
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	40	2.4
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	33	3.7
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	40	0.4
合計		853	96.8

注：平成26(2014)年4月1日現在の数値である。計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料V-6 「緑の回廊」の位置



名称	面積(万ha)	延長(km)
①知床半島	1.2	36
②大雪・日高	1.7	57
③支笏・無意根	0.7	30
④北上高地	2.7	150
⑤白神八甲田	2.2	50
⑥八幡平太平山	1.1	60
⑦奥羽山脈	7.3	400
⑧鳥海朝日・飯豊吾妻	5.8	260
⑨会津山地	10.5	100
⑩越後線	1.6	70
⑪日光・吾妻山地	9.4	180
⑫日光線	1.1	38
⑬三国線	1.3	52
⑭秩父山地	0.6	44
⑮丹沢	0.4	43
⑯富士山	0.2	24
⑰雨飾・戸隠	0.4	17
⑱八ヶ岳	0.6	21
⑲白山山系	4.3	70
⑳越美山地	2.4	66
㉑東中国山地	0.6	42
㉒四国山地	1.8	128
㉓綾川上流	0.2	5
㉔大隅半島	0.1	22
合計	58.3	

注1：面積と延長は、平成26(2014)年4月1日現在のデータである。
 2：面積は、国有林の「緑の回廊」を記載。
 3：計の不一致は四捨五入による。

事例V-3 木曽地方の温帯性針葉樹林の保存と復元に向けた取組

木曽地方(長野県と岐阜県の県境付近)の国有林には、ヒノキやサワラ等の温帯性針葉樹がまとまって自然度の高い状態で分布している。中部森林管理局では、この貴重な森林の保存と復元を図るため、学識経験者等から成る検討委員会の報告を踏まえ、平成26(2014)年3月にこれらの森林を含む流域約1.7万haを「森林生物多様性復元地域」に設定した。

設定された地域は、木曽ヒノキ等の天然林がまとまって現存し厳格に保存する「核心地域(コアa)」、その外側で人工林を多く含みコアaと同様の植生を復元する「核心地域(コアb)」、その外側で木材の利用との調整を図る「緩衝地域」の3つに区分されている。従来の「保護林」と異なり、人為による植生の復元を行う地域が含まれるのが特徴である。

同森林管理局では、平成26(2014)年度から、森林生態系のモニタリング調査を行いながら、天然林に復元する人工林の取扱い、特殊な木材の供給等の課題について、科学的知見に基づき検討を行い、対策を講じることとしている。



「森林生物多様性復元地域」内のヒノキの天然林

(世界遺産等における森林の保全)

国有林野事業では、我が国の世界自然遺産区域内の陸域のほぼ全域(95%)を占める国有林野について、そのほとんどを世界自然遺産の保護担保措置となっている「森林生態系保護地域」(「保護林」の一種)に設定しており、厳格な保全・管理に努めている(資料V-7)。また、地元関係者と連携しながら、希少な野生生物の保護や外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復、利用ルールの導入や普及啓発等の保全対策に取り組んでいる。世界自然遺産の国内候補地である「奄美・琉球」(鹿児島県・沖縄県)の国有林野については、「森林生態系保護地域」の設定等を行っており、貴重な森林生態系の保全対策に取り組んでいる。

一方、世界文化遺産についても、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県、静岡県)、「古都京都の文化財」(滋賀県、京都府)、「古都奈良の文化財」(奈良県)、「法隆寺地域の仏教建造物」(奈良県)、「紀伊山地の霊場と参詣道」(三重県、奈良県、和歌山県)及び「厳島神社」(広島県)など、その構成資産や緩衝地帯に国有林野が含まれるものが少なくない。国有林野事業では、これらの国有林野についても、厳

格な保全・管理や森林景観等に配慮した管理経営を行っている。

また、「世界文化遺産貢献の森林」として、京都市内や奈良盆地、紀伊山地及び広島宮島の宮島における約4,600haの国有林野を設定し、文化財修復資材の供給、景観の保全、檜皮採取技術者養成フィールドの提供、森林と木造文化財の関わりに関する学習の場の提供等に取り組んでいる。さらに、我が国が世界文化遺産候補地としてユネスコへ推薦している「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」についても、その構成資産の一つである「橋野鉄鉱

資料V-7 我が国の世界自然遺産における国有林野の割合

遺産名	陸域面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	国有林野の割合
知床	48,700	45,989	94%
白神山地	16,971	16,971	100%
屋久島	10,747	10,260	95%
小笠原諸島	6,358	5,170	81%
計	82,776	78,397	95%

資料：林野庁経営企画課調べ。

事例V-4 地域の実態に合わせたシカ被害対策の取組

日光森林管理署(栃木県日光市)では、奥日光地域の天然林におけるシカによる剥皮被害や下層植生の食害が深刻化していることから、環境省や地元自治体と連携してシカ被害対策に取り組んでいる。

加えて、平成26(2014)年度からは、地域の実態に即した効率的なシカ被害対策を実証するためのモデル地域を設定し、給餌による誘引狙撃、植生影響調査やGPSモニタリング調査など様々な技術を組み合わせた対策にも取り組んでいる。

平成26(2014)年度は、これらの対策により合計53頭のシカを捕獲するとともに、シカによる植生への影響やシカの生息分布や行動範囲等について調査結果の分析を進めている。



写真提供：栃木県

給餌により誘引されたシカ



誘引されたシカを狙撃する様子

山・高炉跡」(岩手県)内の国有林野に「郷土の森」(「保護林」の一種)を設定し、地域と連携しながら自然景観の保全等に取り組んでいる。

また、「ユネスコエコパーク^{*4}」については、平成24(2012)年に登録された「綾^{あや}」(宮崎県)、平成26(2014)年6月に新規登録された「只見^{ただみ}」(福島県)と「南アルプス」(山梨県、長野県、静岡県)では、その核心地域及び緩衝地域に所在する国有林野を「森林生態系保護地域」等に設定しており、厳格な保全・管理を行っている。その他のユネスコエコパークに所在する国有林野でも「保護林」や「緑の回廊」を設定するなどしており、厳格な保全・管理や野生生物の生育・生息環境に配慮した施業等を行っている^{*5}。

(希少な野生生物の保護と鳥獣被害対策)

国有林野事業では、国有林野内を生育・生息の場とする希少な野生生物の保護を図るため、野生生物

の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持及び整備等に取り組んでいる。

一方、近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の野生鳥獣による森林被害が深刻化しており、希少な高山植物など、他の生物や生態系への脅威ともなっている。

このため、各森林管理局では、野生鳥獣との共生を目指して、関係者と連携しながら、効率的な捕獲手法の確立による積極的な個体数管理、被害の防除、生育・生息環境の保全・管理、被害箇所の回復等に取り組んでいる(事例V-4)。

(自然再生の取組)

国有林野事業では、シカやクマ等の野生鳥獣、松くい虫等の病害虫や、強風や雷等の自然現象によって被害を受けた森林について、その再生及び復元に努めている。また、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域、ボラ

事例V-5 おぜ 尾瀬地域の生態系の維持回復に向けた取組

群馬県、福島県、新潟県の3県にまたがる尾瀬地域では、ニッコウキスゲをはじめとする湿原植生が広がるなど独特の生態系を形成しているが、近年、シカによる植生への被害が深刻化している。このため、関東森林管理局では、関係行政機関や関係団体等と連携し、被害状況や地域住民からの意見等の情報を共有しながら、尾瀬地域の国有林における生態系の維持回復に取り組んでいる。

平成26(2014)年度は、湿原植生をシカから保護するための防護柵(周囲約3.5km)を設置した。また、木道と防護柵が交差する箇所では、ゲートの代わりに、入山者が歩行しやすくシカが侵入しづらい格子状の溝蓋(グレーチング)を設置した。



シカ侵入防護柵設置状況



グレーチングの設置状況

- *4 ユネスコの「生物圏保存地域」の国内呼称で、1976年に、ユネスコの自然科学セクターの「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として開始された。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。
- *5 今回新規に登録された「只見」では、雪食地形の上にブナをはじめとする落葉広葉樹林や針葉樹林等により構成されるモザイク植生が原生的な状態で広がっており、「奥会津森林生態系保護地域」や「会津山地緑の回廊」等を設定している。また、「南アルプス」では、本州中部の太平洋側における山地帯から高山帯に至る典型的な植生の垂直分布が残されており、「南アルプス南部光岳森林生態系保護地域」等を設定している。

ンティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査や荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野の優れた自然環境を保全・管理するため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行い、関係機関と連携して「自然再生事業^{*6}」の実施や「生態系維持回復事業計画^{*7}」の策定等の自然再生に向けた取組を進めている(事例V-5)。

(エ)民有林との一体的な整備・保全 (公益的機能維持増進協定の推進)

国有林に隣接し、又は介在する民有林の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国有林の発揮している公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が国有林で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合もみられる。このような民有林の整備・保全については、平成25(2013)年度より、「森林法」に基づき森林管理局長が森林所有者等と協定を締結して、国有林野事業により国有林と一体的に行う制度(公益的機能維持増進協定制)が開始された。

国有林野事業では、同制度の活用により、隣接し、又は介在する民有林と一体となった間伐等の施業の実施、世界自然遺産地域及びその候補地における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に向けた取組を進めることとしており、平成25(2013)年度末現在で5件(143ha)の協定が締結されている(資料V-8)。

(2)森林・林業の再生への貢献

現在、民有林では、施業の集約化等による低コスト化や担い手の育成をはじめ、森林・林業の再生に向けた取組の推進が課題となっている。

このため、国有林野事業では、その組織、技術力及び資源を活用することにより、林業の低コスト化等に向けた技術の開発及び普及、民有林と連携した施業の推進、林業事業者や森林・林業技術者等の育

成及び林産物の安定供給に取り組んでいる。

(低コスト化等に向けた技術の開発・普及と民有林との連携)

国有林野事業では、多様なフィールドを活用し、林業の低コスト化等に向け、実用段階に到達した先駆的な技術等について、事業レベルでの試行を進めるとともに、現地検討会等を開催するなど、地域の林業関係者等との情報交換や普及に努めている。

また、全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案及び検証を行い、民有林における普及と定着に努めている。

特に近年は、施工性に優れたコンテナ苗の活用による効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、植栽適期の広さ等のコンテナ苗の優位性を活かして伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム^{*8}」の実証・普及に取り組んでいる(事例V-6、7)。国有林野事業では、平成25(2013)年度には191haでコンテナ苗を植栽し、24か所・167haで一貫作業システムを実施した(資

資料V-8 公益的機能維持増進協定の締結状況

森林管理局	協定区域の管轄署	協定面積(ha)	概要
東北	上小阿仁支署	31	森林整備(間伐)の実施
関東	日光森林管理署	33	森林整備(間伐)の実施
	天竜森林管理署	41	森林整備(間伐)の実施
九州	鹿児島森林管理署	38	森林整備(間伐)の実施
	屋久島森林管理署	1	外来種(アブラギリ)の駆除
計		143	

注：計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*6 「自然再生推進法」に基づき、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復することを直接の目的として行う事業。
*7 「自然公園法」に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。
*8 一貫作業システムとは、伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。

料V-9、10)。なお、コンテナ苗の活用にあたっては、実証を通じた技術的課題の把握等を行い、我が国でのコンテナ苗の普及に向け、生産方法や使用方法の改善を支援することとしている。

また、国有林野事業では、地域における「施業の集約化」の取組を支援し、森林施業の低コスト化に資するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域において

「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用、計画的な施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。平成25(2013)年度末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は137か所、設定面積は約24万ha(うち国有林野は約12万ha)となっている(資料V-11)。

事例V-6 「コンテナ苗」の増産に向けた取組

九州森林管理局では、平成22(2010)年度からの4年間でコンテナ苗約55万本を植栽しており、今後も主伐・再造林の推進に伴ってコンテナ苗の利用増加を見込んでいる。このため、同森林管理局は平成26(2014)年7月に、九州各県の種苗生産者、県職員、研究機関など関係者約80名を集め、「コンテナ苗供給調整会議・生産技術向上検討会」を開催した。

同会議では、コンテナ苗の生産拡大と安定供給に向けて、苗木の需要動向、苗木の出荷量や供給計画等について情報共有を行った。

また、同検討会では、コンテナ苗生産の最新技術や第二世代精英樹(エリートツリー)及び裸苗はだかなえとコンテナ苗の成長量の比較等について説明及び意見交換を行った。



コンテナ苗供給調整会議・生産技術向上検討会の様子

事例V-7 架線集材による「一貫作業システム」の実証試験を実施

天竜森林管理署(静岡県浜松市)では、先駆的な取組として、作業道の開設が難しい急峻な地形等において立木を伐採し、タワーヤードと高速の自走式搬器を活用し、伐採木の集材とコンテナ苗の運搬・植栽を一体的に行う架線系による「一貫作業システム」の実証試験を実施している。

同試験地では、集材方法の違いによる生産性の比較や、苗木の違いによる植栽効率の比較、苗木の成長量の調査等を行うこととしている。

また、平成26(2014)年10月には、県内外から約270名の林業関係者の参加を得て、現地検討会とシンポジウムを開催し、架線集材による「一貫作業システム」の普及を図った。



タワーヤードと自走式搬器による集材



シンポジウムの様子

(林業事業体及び森林・林業技術者等の育成)

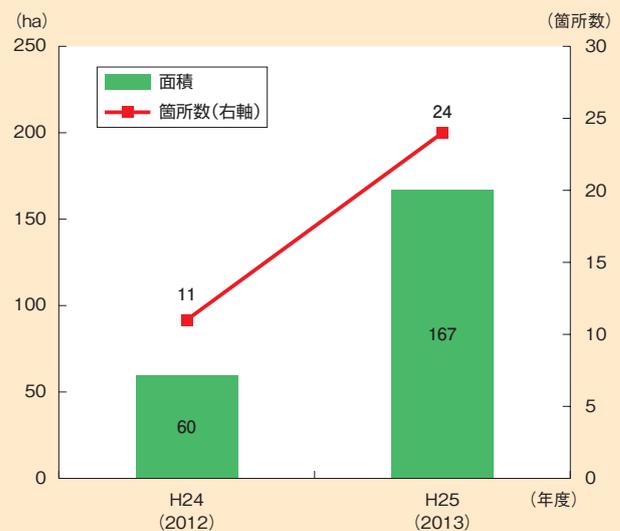
国有林野事業は、国内最大の森林所有者として、森林組合や民間事業体等への事業の発注を通じ、これら林業事業体の経営能力の向上等を促すこととしている。具体的には、①総合評価落札方式や複数年契約*9、事業成績評定制度の活用による林業事業体の創意工夫の促進、②市町村単位での将来事業量の明確化、③特記仕様書の活用による先駆的な作業システムや手法の事業レベルでの展開の促進等の取組等により、林業事業体の能力向上や技術者の育成、林業事業体の計画的な実行体制の構築の促進に取り組んでいる(事例V-8、9)。

また、近年、都道府県や市町村における林務担当職員の数が増加傾向にある中、国有林野事業の職員には森林・林業の専門家として、地域において指導的な役割を果たすことが期待されている。このため、国有林野事業では、職員を専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレスタ)」等に系統的に育成して、市町村行政に対して技術的支援を行っている。また、事業発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林における人材育成の取組に対しても支援している(事例V-10)。

(林産物の安定供給)

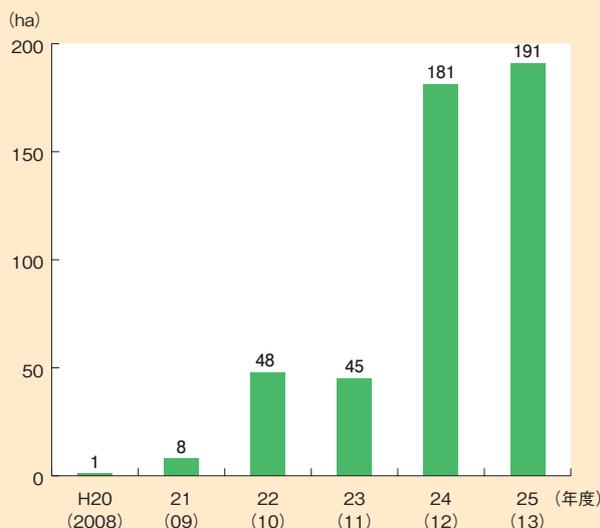
国有林野事業では、公益重視の管理経営から得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めることとしている。国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の約2割を占めており、平成25(2013)年度の木材供給量は、立木によるものが前年度より26万m³増の98万m³(丸太換算)、素材(丸太)によるものが前年度より14万m³増の250万m³となっている。

資料V-10 伐採と造林の一括発注の実績



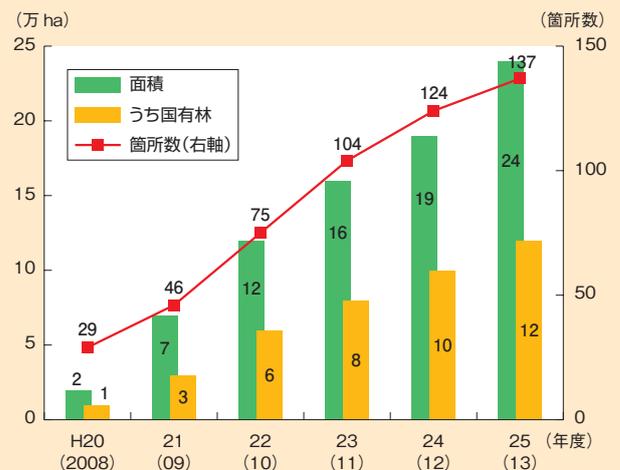
資料：林野庁業務課調べ。

資料V-9 コンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

資料V-11 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数字である。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*9 国有林野では、平成23(2011)年度から、まとまりのある区域でおおむね100~200ha程度の事業量の間伐事業を、3か年契約で一括発注する取組を実施している。

事例V-8 複数年契約による間伐事業の実施

北薩森林管理署(鹿児島県薩摩郡さつま町)では、約100haの間伐と森林作業道の整備を、平成23(2011)年度から3年間の契約でN社に一括発注した。N社は、壊れにくい耐久性のある路網と高性能林業機械を合理的に組み合わせた作業システム等、施業の低コスト化を図る取組を計画した。その上で、契約期間中に新規雇用者の受入れや高性能林業機械の導入等を行い、高い労働生産性(約7m³/人日)で事業を実施した。

このように、複数年契約では、まとまりのある区域において事業計画を立てやすくなることから、林業事業者の創意工夫を活かした生産性の向上等が図られ、林業事業者の体質強化や経営安定にも資することが期待される。



複数年契約の事業地

事例V-9 国・県等の連携による森林整備・素材生産の年間事業量の公表

中部森林管理局では、平成26(2014)年度から、同森林管理局管内で特に森林整備等の事業量の多い長野県や岐阜県、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター^注、林業公社と連携し、地域の森林整備や素材生産の年間の事業予定量を公表している。

このような事業予定量の公表により、これらの事業を受注する林業事業者が、年間を通じて計画的に事業を実施できるようにするとともに、機械化等の資本装備や人材の確保・育成等を進めていくことが期待される。

注：平成27(2015)年4月1日より国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターに名称変更。

長野県内における平成26年度の森林整備・素材生産の事業予定量(概要グラフ)

略称	内容
国有林	中部森林管理局/長野県内の各森林管理署が発注する事業
森林総研	独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター長野水源林整備事務所が発注する水源林造成事業(注1)
長野県	長野県/各地方事務所が発注する治山事業及び県管林事業
林業公社	公益社団法人長野県林業公社が発注する事業
市町村	各市町村が発注する事業のうち、長野県が森林造成事業で補助を予定している事業(注2)
その他	長野県が森林造成事業で補助を予定している事業のうち、上記市町村発注事業を除く事業(注2)



注1 水源林造成事業の実行は、分収造林契約に基づき造林者が実施します。
注2 平成26年1月時点で提出された計画量であり、実際の補助とは異なる場合があります。

長野県ホームページでの事業量公表の例

事例V-10 森林総合監理士等による広域連携の取組

九州森林管理局と九州・沖縄8県の森林総合監理士(以下「フォレスター」という。)等は、情報交換や資質向上の取組等を行う広域的な連携組織が必要との共通認識から、平成26(2014)年8月に「九州フォレスター等連絡協議会」を設立した。同協議会では、「県から圏へ」を合い言葉に、九州・沖縄における民有林及び国有林のフォレスター等の中で、地域全体の木材需要・流通の実態や低コスト施業技術等の最新情報の共有に取り組んでいる。

今後、フォレスターの技術力の向上に加え、フォレスターを目指す者の育成等に関する活動を行っていくこととしている。



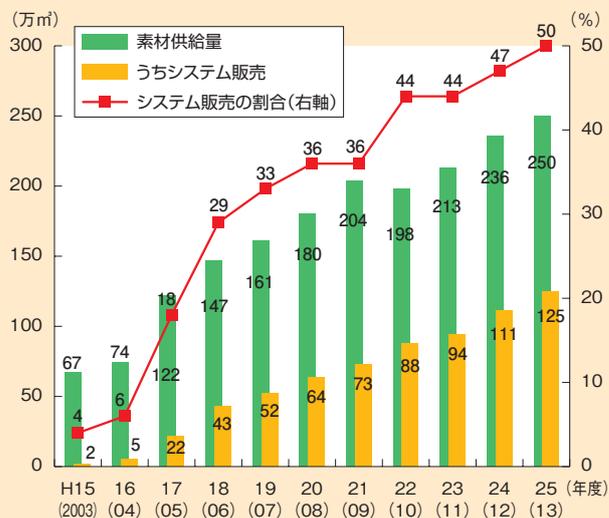
九州フォレスター等連絡協議会の発足式の様子

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、製材工場や合板工場等と協定を締結して、国有林材(間伐材等)を安定的に供給する「システム販売^{*10}」を進めている。システム販売による丸太の供給量は増加傾向で推移しており、平成25(2013)年度には丸太による供給量の50%に当たる125万^mとなった(資料V-12)。また、システム販売の実施に当たっては、私有林所有者等との連携による協調出荷に取り組むとともに、新規需要の開拓に向けて、燃料用チップ、薪等を用途とする未利用間伐材等の安定供給にも取り組んでいる(事例V-11)。

さらに、国有林野事業については、国産材の約2割を供給している特性を活かして、地域の木材需要が急激に増減した場合に、地域の供給ニーズに応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度からは、林野庁及び全国7つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有

林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需給を迅速かつ的確に把握し、需給に応じた国有林材の供給に資することとしている。

資料V-12 国有林からの素材供給量の推移



資料：素材供給量については林野庁「国有林野事業統計」、うちシステム販売については林野庁業務課調べ。

事例V-11 「システム販売」における新たな取組

群馬森林管理署(群馬県前橋市)では、平成26(2014)年度に、群馬県内の3つの森林組合と連携し、製材工場T社(栃木県矢板市)とシステム販売の協定を締結した。本協定に基づき、平成26(2014)年度は、間伐によって生産されるスギの短尺材と低質材を、私有林から400^m、国有林から2,600^m(合計3,000^m)出荷した。私有林材を国有林材とまとめて出荷(協調出荷)することにより、これまで小ロットであることにより販路の乏しかった私有林低質材を製材工場に安定的に供給することが可能となった。

また、近年、木質バイオマスのエネルギー利用が拡大する中、関東森林管理局では、従来は保育間伐後、搬出されていなかった20年生前後のスギやヒノキを木質バイオマス燃料として利用するため、立木の状態でシステム販売に取り組んでいる。このような取組により、買受人は安定した原料の調達ができ、立木の間伐後、現場で数か月乾燥させることにより、含水率が低く、効率よく燃焼する木質バイオマス燃料を確保することが可能となった。



協調出荷される私有林材



システム販売される箇所

*10 システム販売とは、「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称で、森林吸収源対策として積極的に推進している間伐に伴い生産された間伐材等について、森林管理局が、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場、製材工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給すること。

(3) 「国民の森林^{もり}」としての管理経営等

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林^{もり}」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

さらに、東日本大震災からの復旧及び復興へ貢献するため、国有林野等における被害の復旧に取り組むとともに、被災地のニーズに応じて、海岸防災林の再生や原子力災害からの復旧等に取り組んでいる。

(ア) 「国民の森林^{もり}」としての管理経営

(双方向の情報受発信)

国有林野事業では、「国民の森林^{もり}」としての管理経営の透明性を確保するため、ホームページや広報誌を通じた情報発信、現地見学会の開催等により、国有林野事業の実施に関する情報の提供に取り組ん

でいる(事例V-12)。

また、国有林野における活動全般について国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定して、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、平成26(2014)年4月現在、全国で336名が登録している。

さらに、各森林管理局の「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、地域懇談会等を通じて、それまでの計画に基づく取組、実績及び現状を評価した結果を提示した上で、計画案の作成前の段階から国民や市町村等の意見を積極的に反映するとともに、民有林と国有林の計画が一層調和したものとなるよう取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備やフィールドの提供等に取り組んでいる(事例V-13)。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を

事例V-12 治山現地見学会を開催

静岡森林管理署(静岡県静岡市)では、平成22(2010)年の台風第9号により被災した森林を復旧するために実施している治山事業について、同事業による復旧経過を広く知ってもらうため、平成26(2014)年9月に管内の国有林野において治山現地見学会を開催した。

同見学会では、静岡県内外から集まった18名の参加者に対し、まず被災直後の状況を映像で紹介した後、治山事業施工地で復旧過程を写真等により説明するとともに、丸太を使った簡易な施工や植栽、コンパスによる測量を体験してもらった。

一般の国民にとって、大きな山地災害が発生した直後の被害状況等は、テレビや新聞報道等で知ることができる一方、その後の復旧経過や復旧後の状況までは見えないことが多い。このような中で、治山現地見学会のような取組により、治山事業の必要性や効果等への理解が促進されることが期待される。



治山事業施工地での現地説明



丸太を使った簡易な施工体験

結び、国有林の豊かな森林環境を子どもたちに提供する「遊々の森」の設定を進めている。平成25(2013)年度末現在、172か所で学校等と協定が締結され、地域の自治体やNPO等の主催により、森林教室や自然観察、体験林業等の活動が行われている。

このほか、国有林野事業では、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動に対して支援するため、森林環境教育の推奨事例集の作成や、小中学校の教員を対象とする森林環境教育に関するセミナーの開催等に取り組んでいる。

(地域やNPO等との連携)

地域の森林の特色を活かした効果的な森林管理が期待される地域においては、各森林管理局が、地方公共団体、NPO、自然保護団体等と連携して森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実施している。

例えば、群馬県利根郡みなかみ町に広がる国有林野約1万haを対象にした「赤谷プロジェクト」は、平成15(2003)年度から、関東森林管理局、地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」及び公益財団法人日本自然保護協会の3者の協働により、生物多様性の保全と持続可能な地域社会づくりを目指した森林管理を実施している。平成23(2011)年に同森林管理局と関係者の協働により策定された「赤谷の森管理経営計画」では、将来の目標とする森林の姿や今後の方針等として、人工林を天然林へ誘導することなどにより、希少な野生生物の生育・生息可能な環境を創出するとともに、木材

資源の持続的な利用も図ることとしている(事例V-14)。

また、宮崎県東諸県郡綾町に広がる国有林野約9千haを核にした「綾の照葉樹林プロジェクト」は、平成16(2004)年度から、九州森林管理局、綾町、宮崎県、公益財団法人日本自然保護協会、地元の複数のNPO等によって設立された「一般社団法人てるはの森の会」の5者の協働により、照葉樹林の保護及び復元を目指した森林管理を実施している。

さらに、国有林野事業では、自ら森林づくりを行いたいという国民からの要望に応えるため、NPO等と協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」を設定している。「ふれあいの森」では、NPO等が、植栽、下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる。平成25(2013)年度末現在、全国で143か所の「ふれあいの森」が設定されており、同年度には、年間延べ約1.9万人が国有林野における森林づくり活動に参加した(事例V-15)。

なお、森林管理署等では、NPO等に継続的に森林づくり活動に参加してもらえるよう、技術的な助言や講師の派遣等の支援も行っている。

(「木の文化を支える森」の設定)

国有林野事業では、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定している。「木の文化を支える森」には、歴史的木造建造物の修復等に必要となる木材を安定的に供

事例V-13 地域が行う森林環境教育に対する支援

新潟県妙高市では、森林の機能や林業の役割を学び、森林の整備・保全の重要性について理解を深めることを目的に、平成21(2009)年度から森林教室を希望する市内の小中学校を対象に、総合学習の時間を活用した森林環境教育に取り組んでいる。

このような中、妙高市からの協力依頼を受けた上越森林管理署(新潟県上越市)では、学習フィールドとして妙高市内の国有林を提供するとともに、林業体験における技術指導等を行っている。平成26(2014)年度は、市内の5つの小中学校を対象に、森林・林業に関する講義や植栽、間伐等の林業体験を実施した。



植栽の説明を受ける小学生

給することを目的とする「古事の森」、木造建築物の屋根に用いる檜皮ひわだの供給を目的とする「檜皮の森」、神社の祭礼で用いる資材の供給を目的とする「御柱おんぼしらの森」等がある。平成25(2013)年度末現在、全国で合計23か所の「木の文化を支える森」を設定している(資料V-13)。

「木の文化を支える森」を設定した箇所では、地

元自治体等から成る協議会が、作業見学会の開催や下刈り作業の実施等に継続的に取り組むなど、国民参加による森林づくり活動が進められている(事例V-16)。

(分収林制度による森林づくり)

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合うことを前提に、契約者が苗木を植えて育て

事例V-14 イヌワシが狩りをする環境の創出試験を開始

「赤谷プロジェクト」では、森林の生物多様性の豊かさを指標する野生動物として、イヌワシのモニタリング調査を続けてきた。平成26(2014)年度からは、これまでの調査結果を基に、人工林165haを対象として、イヌワシが狩りをする環境を創出するとともに、この地域本来の自然の森に復元する試験を開始した。

イヌワシは、ノウサギ等を主な獲物とする猛禽類まうじんであるが、近年は繁殖率が著しく低下しており、その原因として、草原、老齢な自然林、伐採跡地といった狩りに適した環境が少なくなったことが指摘されている。このため、「赤谷プロジェクト」の試験では、短期的には成熟した人工林の皆伐を行い、長期的には老齢な自然林を復元することによって、安定的に狩りをする環境を確保することを目指している。

平成26(2014)年は、スギ人工林2haを皆伐する第1次試験地を設定し、9月から伐採1年前のモニタリング調査を行っている。今後は3~5年ごとに順次、皆伐を行う試験地を設定していく予定である注。また、試験で得られた成果は、絶滅の危機にある全国のイヌワシの生息環境の向上に役立てることとしている。



「赤谷の森」の位置



写真提供：公益財団法人日本自然保護協会

赤谷の森に生息するイヌワシのつがい

注：現状においては、どのような位置や場所にどのような環境を創出することが、イヌワシが狩りをする環境として有効であるかについての知見がほとんどないため、これまでのモニタリング調査の結果等を基に試験地を設定し、有効な条件を明らかにすることとしている。

事例V-15 「ふれあいの森」を活用した松林の保全

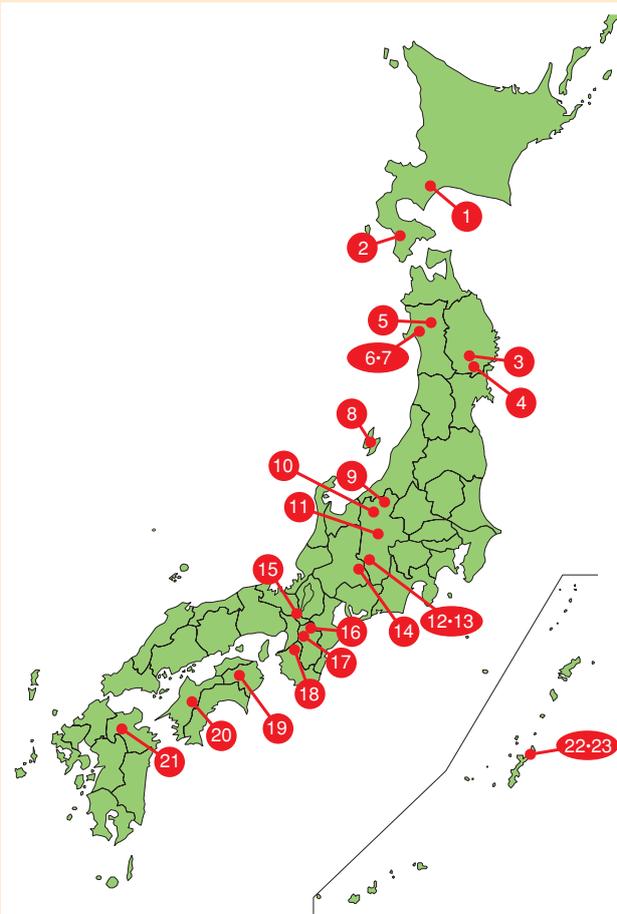
秋田県能代市の「風の松原」は、海岸防災林として飛砂の防備等の機能を果たしており、地域住民の憩いの場としても親しまれているが、近年、松くい虫被害や広葉樹侵入等がみられる。

このような中、米代西部森林管理署(秋田県能代市)では、市民ボランティア、県、市等と連携して、松くい虫の防除対策を実施している。また、平成26(2014)年9月には、混交林化が進む松原内にかつてのクロマツ林を復活させ、次代に松原の文化・歴史を継承する活動を進めるため、地元自治体や市民ボランティア団体等と協定を締結して「ふれあいの森」を設定した。これを受けて同11月には、市民ボランティアら60名の参加により刈払い等が行われた。



刈払った草の収集作業

資料V-13 「木の文化を支える森」の設定状況



注：平成25(2013)年度末現在の設定状況。

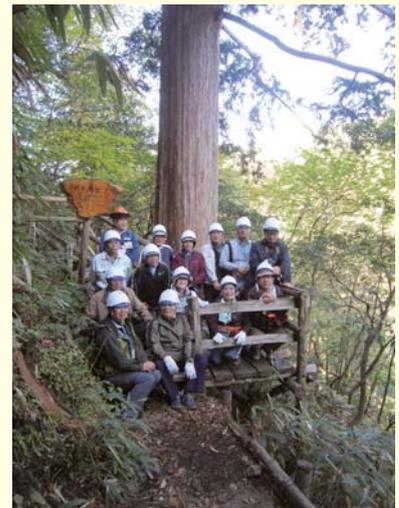
名称	対象とする木の文化	樹種
1 イウォネシリ(北海道白老町)	地域伝統産業	オヒョウニレ等
2 檜山古事の森(北海道江差町)	歴史的木造建造物	ヒバ
3 平泉古事の森(岩手県奥州市)	歴史的木造建造物	ヒバ等
4 歴史の森(岩手県一関市)	歴史的建造物	ケヤキ
5 曲げわっぱの森(秋田県大館市)	大館曲げわっぱ	スギ
6 秋田杉・桶樽の森(秋田県能代市)	秋田杉桶樽	スギ
7 ポスト天杉の森(秋田県能代市)	秋田杉製材品	スギ
8 鬼太鼓の森(新潟県佐渡市)	郷土伝統芸能	ケヤキ等
9 道祖神祭りの森(長野県野沢温泉村)	道祖神祭り	ブナ
10 戸隠竹細工の森(長野県長野市)	戸隠竹細工	チシマザサ
11 御柱の森(長野県下諏訪町)	御柱祭	モミ
12 檜皮の森(長野県南木曾町)	檜皮	ヒノキ
13 南木曾伝統工芸の森(長野県南木曾町)	南木曾ろくろ細工等	トチノキ等
14 裏木曾古事の森(岐阜県中津川市)	歴史的木造建造物	ヒノキ
15 京都古事の森(京都府京都市)	歴史的木造建造物	ヒノキ
16 春日奥山古事の森(奈良県奈良市)	歴史的木造建造物	ヒノキ等
17 斑鳩の里法隆寺古事の森(奈良県斑鳩町)	歴史的木造建造物	ヒノキ
18 高野山古事の森(和歌山県高野町)	歴史的木造建造物	ヒノキ等
19 祖谷のかずら橋・架け替え資材確保の森(徳島県三好市)	祖谷のかずら橋	シラクチカスラ
20 伊予之二名島古事の森(愛媛県久万高原町)	歴史的木造建造物	ヒノキ等
21 木うその森(大分県九重町)	木うそ	コシアブラ
22 首里城古事の森(沖縄県国頭村)	歴史的木造建造物	イヌマキ
23 首里城古事の森(沖縄県東村)	歴史的木造建造物	イヌマキ

事例V-16 「古事の森」における木の文化を支える森づくりの推進

岐阜県南東部の裏木曾地方は、室町時代から優良な木曾ヒノキの産地として知られ、その森林は、伊勢神宮をはじめ多くの神社仏閣や城郭等の木造建造物に用いる木材の供給のために大切に管理されてきた。

東濃森林管理署(岐阜県中津川市)では、平成16(2004)年に中津川市内の国有林に「裏木曾古事の森」を設定し、地元自治体等から成る「裏木曾古事の森協議会」と連携して、200～400年の超長伐期の森林を育成するための森林整備を行うとともに、木曾ヒノキをはじめ森林や木材との関わりの中で育てられてきた地域の歴史を広める活動に取り組んでいる。

協議会は、裏木曾地方の歴史をより多くの人たちに知ってもらうため、平成26(2014)年10月に、下流域や消費地の人たちを対象にした見学会を開催した。



木曾ヒノキの見学会

る「分収造林」や、契約者が生育途中の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担して国が育てる「分収育林」による分収林制度を通じて、国民参加の森林づくりを進めている。平成25(2013)年度末現在の設定面積は、分収造林で約12万ha、分収育林で約2万haとなっている*11。

分収育林の契約者である「緑のオーナー」に対しては、契約対象森林への案内や植樹祭等のイベントへの招待等を行うことにより、森林と触れ合う機会の提供等に努めるとともに、契約者からの多様な意向に応えるため、契約期間をおおむね10年から20年延長することも可能としている。

また、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定している。平成25(2013)年度末時点で、「法人の森林」の設定箇所数は490か所、設定面積は約2千haとなっている(事例V-17)。

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業をはじめとする地域産業の振興や住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。平成25(2013)年度末現在の貸付面積は約7.5万haで、道路、電気、通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が46%、

農地や採草放牧地が15%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき経済産業省から発電設備の認定を受けた事業者も貸付対象としており、平成25(2013)年度末現在で64haの貸付けを行っている。これは、平成24(2012)年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に沿って措置したものである。

また、国有林野の一部に、地元住民を対象として、薪炭材等の自家用林産物採取等を目的とした共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野は、自家用の落葉や落枝の採取や地域住民の共同のエネルギー源としての立木の伐採を行う「普通共用林野」、自家用薪炭のための原木採取を行う「薪炭共用林野」及び家畜の放牧を行う「放牧共用林野」の3つに区分される。共用林野の設定面積は、平成25(2013)年度末現在で、126万haとなっている。

さらに、国有林野のうち、地域産業の振興や住民福祉の向上等に必要な森林や苗畑及び貯木場の跡地等については、地方公共団体等への売払いを行っている。平成25(2013)年度には、ダム用地や道路用地等として、計203haの売払いを行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野を

事例V-17 「法人の森林」を活用した森林づくり活動

食品会社N(大阪府大阪市)は、環境への取組の一環として森林保全活動を推進するため、平成14(2002)年度から、関東、中部及び近畿中国の各森林管理局と分収林契約を締結し、各地に「法人の森林」を設定している。同社では、これらの森林を「みんなの森林」と名付け、社員やその家族、顧客とともに、毎年、森林整備や自然観察会等の活動を行っている。平成26(2014)年度は、苗木の植栽や遊歩道の整備、森林教室等の活動を実施した。

「みんなの森林」を管轄する各森林管理署では、これらの取組に対して現地での作業指導等を行うなど、同社が実施する森林づくり活動を支援している。



社員らによる遊歩道の整備

*11 個人等を対象とした分収育林の一般公募は、平成11(1999)年度から休止している。

「レクリエーションの森」に設定して、国民に提供している。「レクリエーションの森」には、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「風景林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」及び「風致探勝林」の6種類がある。平成26(2014)年4月現在、全国で1,080か所、約39万haの国有林野を「レクリエーションの森」に設定している(資料V-14)。平成25(2013)年度には、延べ約1.3億人が「レクリエーションの森」を利用した。

「レクリエーションの森」では、地元の自治体を核とする「レクリエーションの森」管理運営協議会と地元の森林管理署等が連携しながら、利用者の

ニーズに即した管理運営を行っている(事例V-18)。管理運営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。このうち、サポーター制度は、企業等がCSR活動の一環として、「レクリエーションの森」管理運営協議会との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度であり、平成25(2013)年度末現在、全国9か所の「レクリエーションの森」において、延べ12の企業等がサポーターとなっている。

資料V-14 「レクリエーションの森」の設定状況

種 類	箇所数	面積 (万ha)	利用者数 (百万人)	代表例(所在地)
自然休養林	89	10	18	高尾山(東京都)、赤沢(長野県)、屋久島(鹿児島県)、石鎚(高知県、愛媛県)
自然観察教育林	160	3	8	箱根(神奈川県)、軽井沢(長野県)、上高地(長野県)
風景林	479	18	65	摩周(北海道)、嵐山(京都府)、宮島(広島県)
森林スポーツ林	56	1	1	風の松原(秋田県)、扇の仙(兵庫県)、西之浦(熊本県)
野外スポーツ地域	190	5	25	蔵王(宮城県、山形県)、玉原(群馬県)、苗場(新潟県)
風致探勝林	106	2	10	層雲峡(北海道)、駒ヶ岳、穂高(長野県)
合 計	1,080	39	127	

注：箇所数と面積は、平成26(2014)年4月1日現在の数値。
資料：農林水産省「平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例V-18 地域と連携した「レクリエーションの森」の管理の推進

九州森林管理局管内のくまもと自然休養林(熊本県^{きくちし}菊池市)には、スギの巨木、樹木が生い茂る原生林、美しい渓谷等があり、自然探勝を目的に熊本県内外から多くの人々が訪れている。

くまもと自然休養林では、地元の自治体や観光協会が組織される「菊池渓谷を美しくする保護管理協議会」が、利用者から募金方式で協力金を受け取り、遊歩道の整備や休憩所の維持管理、景観保護、トイレ清掃等を行うなど、現地の環境保全に取り組んでおり、地域の観光資源としての魅力の向上につながっている。また、熊本森林管理署(熊本県菊池市)においては、熊本県等と合同安全パトロールを行うとともに、危険箇所等への安全対策を検討するなど、協議会と連携した「レクリエーションの森」の維持管理に取り組んでいる。



協議会による歩道の整備

(ウ)東日本大震災からの復旧・復興

(応急復旧と海岸防災林の再生)

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、国有林野においても、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃、防潮堤や海岸防災林等の治山施設の被害、^{のり}法面・路肩の崩壊等の林道施設の被害、林野火災等の森林被害が発生した。

東北森林管理局等では、震災発生の翌日から、ヘリコプターによる現地調査を実施するとともに、現地に担当官を派遣することにより、被害状況を把握して、今後の対応について検討を行った。また、海岸地域において治山施設が流失した箇所のうち、浸水被害が危惧される箇所では、緊急対策工事として大型土嚢^{のう}の設置を行った。さらに、森林管理局及び森林管理署の職員による被災地への食料など支援物資の搬送や、応急仮設住宅用の杭丸太向けの原木の供給にも取り組んだ。

海岸防災林の再生については、国有林野における海岸防災林の復旧工事を行うとともに、民有林においても宮城県知事からの要請を受けて、仙台湾沿岸地区では「民有林直轄治山事業」、^{けせんぬま}気仙沼地区では「特定民有林直轄治山施設災害復旧事業」により、海岸防災林の復旧に取り組んでいる。

(原子力災害からの復旧への貢献)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害への対応については、森林野外活動等の入込者が増加する夏期を迎えるに当たり、福島県に所在する「レクリエーションの森」等を対象とし、昨年

度に引き続き森林の環境放射線モニタリングを実施した。また、関係機関と連携しつつ生活圏周辺の国有林野の除染に取り組んでおり、平成26(2014)年9月末現在、福島県、茨城県及び群馬県の3県で約18haの除染を実施している。あわせて、福島県内の国有林野をフィールドとして、森林除染に関する知見の集積や技術開発のための実証事業に取り組んでいる。

さらに、地方公共団体等から、汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を使用したいとの要請があった場合には、国有林野の無償貸付け等により積極的に協力している。平成27(2015)年3月末現在、福島県、茨城県、群馬県及び宮城県^のの4県22か所で計約68haの国有林野を仮置場用地として、市町村や環境省等に無償貸付け等を行っている(事例V-19)。

事例V-19 国有林野を活用した除去土壌等の仮置場用地の提供

福島森林管理署白河支署(福島県^{しろかわし}白河市)では、白河市が実施している除染作業で発生した汚染土壌等の仮置場用地として、平成26(2014)年から約12haの国有林野を白河市に無償で貸し付けている。貸付地は仮置場とするための造成が終了し、除去土壌等が順次搬入され、生活空間における放射線量の低減に役立てられている。



除去土壌等の仮置場(福島県白河市)